

○岡山市保育所等保育利用調整基準

制定 平成27年2月26日
改正 平成27年10月29日
改正 平成28年11月15日
改正 平成29年10月31日
改正 平成30年10月18日
改正 令和元年10月23日
改正 令和2年10月6日
改正 令和3年8月5日
改正 令和4年9月1日
改正 令和5年7月12日
改正 令和6年9月4日

(趣旨)

第1条 この基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）附則第73条第1項により読み替えられた法第24条第3項に定める保育所等の利用調整について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 法第24条第3項に定める保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。）をいう。
- (2) 保育施設 法第24条第3項に定める保育所及び認定こども園をいう。
- (3) 保育利用 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項の規定に基づき、支援法第19条第2号又は第3号の区分に係る認定を受けた児童が、第1号に定める保育所等を利用することをいう。
- (4) 定員 支援法第31条第1項又は第43条第1項に定める利用定員の総数（同法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）をいう。

(利用調整)

第3条 市長は、保育所等ごとの保育利用を希望する児童の総数が、当該保育所等ごとに設定された定員を超える場合その他やむを得ない事由がある場合は、保育の必要性が高い児童から、利用希望順位を踏まえ保育利用を希望する児童の利用調整を実施するものとする。

2 前項の利用調整については、別表第1及び別表第2により、算出した点数の高い児童から優先的に保育利用させるものとする。ただし、算出した点数が同一点数の児童が複数いる場合は、別表第3により保育利用の決定を行うことができる。なお、同一基準の児童が複数いる場合は、抽選により保育利用の決定を行うことができるものとする。

3 広域保育利用を希望する児童の利用調整は、当該保育所等における入所児童が定員に満たない場合において、特に利用調整の必要が生じた場合に行うことができるものとする。

その場合の利用調整方法は前項に準ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

この基準は、平成27年2月26日から施行し、平成26年11月10日以後に保育利用の申込みがあった、平成27年度以降の保育所等の利用調整から適用する。

附 則

(施行期日等)

この基準は、平成27年10月29日から施行し、平成27年11月9日以後に保育利用の申込みがあった、平成28年度以降の保育所等の利用調整から適用する。

附 則

(施行期日等)

この基準は、平成28年11月15日から施行し、平成28年11月7日以後に保育利用の申込みがあった、平成29年度以降の保育所等の利用調整から適用する。

附 則

(施行期日等)

この基準は、平成29年10月31日から施行し、平成29年11月1日以後に保育利用の申込みがあった、平成30年度以降の保育所等の利用調整から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この基準は、平成30年10月18日から施行し、平成30年11月1日以後に保育利用の申込みがあった、平成31年度以降の保育所等の利用調整から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この基準は、令和元年10月23日から施行し、令和元年11月1日以後に保育利用の申込みがあった、令和2年度以降の保育所等の利用調整から適用する。

(利用調整の実施に係る経過措置)

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年10月6日から施行し、令和2年11月2日以後に保育利用の申込みがあった、令和3年度以降の保育所等の利用調整から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年8月5日から施行し、令和3年9月以後の月分の保育所等の利用にかかる利用調整から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年9月1日から施行し、令和4年11月以後の月分の保育所等の利用に係る利用調整から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和5年7月12日から施行し、令和4年11月以後の月分の保育所等の利

用に係る利用調整から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月16日以後に保育利用の申込みがあった、令和7年度以降の保育所等の利用調整から適用する。ただし、別表第2（第3条関係）「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）の備考3の削除は、令和6年12月以後の月分の利用に係る保育所等の利用調整から適用する。

別表第1（第3条関係）

「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）						
区分	類型	保護者の状況細目		基準点数		
1 備考1	就労	被雇用者 自営業 農 業	月140時間以上の勤務を常態としている場合		10	
			月120時間以上の勤務を常態としている場合		9	
			月100時間以上の勤務を常態としている場合		6	
			月80時間以上の勤務を常態としている場合		5	
			月48時間以上の勤務を常態としている場合		4	
		内 職	月120時間以上の勤務を常態としている場合		5	
			月60時間以上の勤務を常態としている場合		3	
			月48時間以上の勤務を常態としている場合		2	
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合		8		
3	疾 病 負 傷 障 害	疾 病 負 傷	1月以上の入院若しくは入院見込み、常時臥床の場合		10	
			居宅内療養 (1月以上)	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8	
		週3日程度の通院加療等が必要な場合		4		
		障 害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		10	
「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合			6			
「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合			3			
4	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合		区分1を準用		
5	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10		
6	求 職 中	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合		1		
7	就 学 等	就 学	就学のため、保育することができない場合	備考2 区分1を準用		
		職業訓練	職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用		
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合		10		
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合		5		
9	育児休業中	育児休業期間中に保育所等を引き続き利用することが必要と認める場合		備考3 10		
10	そ の 他	育児休業復帰予定	育休復帰予定月の前月から3月以内である場合		区分1を準用	
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月から3月以内である場合		区分1から1点減じたものを準用	
		別居の親族等の 介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合		区分1を準用	
		不存在	備考4	死亡、離婚、行方不明、拘禁等		10
		育児休業取得前に既に保育所等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合				復帰時の状況により区分1を準用

		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合	
--	--	--------------------------	--

備考1 区分1は、休憩時間を除いた所定労働時間（自営等の方も除く。）とする。

備考2 時間の制約がない自宅で行う通信教育は除く。

備考3 区分9は、既に保育所等を利用している児童が次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までの場合。

備考4 区分10のうち「不存在」は離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではない。

別表第2（第3条関係）

「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）				
区分	類型	状況	点数	
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3	
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1	
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2	
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	20	
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3	
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1	
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5	
		保育所等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1	
F	育児休業明け 備考1	①兄又は姉が育児休業中（区分9）により継続利用しており、育児休業に係る児童が育児休業復帰予定（区分10）で兄又は姉と同じ保育所等を利用申込みする場合 備考2	8	
		②保護者が育児休業（又は産前産後休暇）から復帰するため、一度退園した児童が同じ保育所等を利用申込みする場合及び育児休業に係る児童が当該児童と同じ保育所等を利用申込みする場合		
		上記以外の場合（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む。）	1	
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹（多胎で生まれた児童や、1号認定を受けた兄姉が認定こども園を利用している場合を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合	3	
H	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業を利用しており、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合	2	
		地域型保育事業入園時点で連携施設のない地域型保育事業に、令和7年3月までに入園し、利用している児童が、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合及び、地域型保育事業入園時点で連携施設のある事業所内保育事業の従業員等に、令和7年3月までに入園し、利用している児童が、年齢到達により連携施設を申し込む場合備考4	5	
I	同居の祖父母	65歳未満の同居祖父母で基礎点数表の区分1～5、7～10に該当しない場合	各-3	
J	保育士等	保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために自身が就労中又は就労（復職）予定の市内の保育所等に児童の入園を希望し、右記の勤務を常態としている場合	月80時間以上	10
			月48時間以上80時間未満	5
		上記以外で、保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育所等に就労中又は就労（復職）予定で、右記の勤務を常態としている場合	月80時間以上	5
			月48時間以上80時間未満	3
K	育児休業の延長が可能で、利用調整において低位（減点）の扱いとなることに不服はない場合、合計点数を1点となるまで減点する。			

備考1 区分10（育児休業復帰予定）で利用申込みした児童が、利用不可となった後も継続して利用申込みを行っている場合は、その利用申込みの途中で保護者が職場復帰したとしても、保育所等の利用が開始されるまで、当初の利用希望月の属する年度に限らず翌年度以降も適用する。

備考2 育児休業復帰（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む。）の際に、育児休業に係る児童が兄又は姉と同じ保育所等の受入月齢等に達していないため利用申込みができず、後に受入月齢等に達する月に利用申込みする場合も含む（ただし、達する月に利用申込みをしていない場合は除く。）。

備考4 令和7年3月までに地域型保育事業に入園した児童への経過措置。

備考5 この表において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加算若しくは減算したものを世帯の調整点数とする。また1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するもののうち最も点数の高いものを加算する。

別表第3（第3条関係）

基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）

順位	状況
1	希望順位が高い世帯
2	希望施設で就労（予定）している保護者がいる世帯
3	調整点数表の区分J（保育士等）を適用された世帯
4	基礎点数が高い世帯
5	保育料等の滞納がない世帯 備考2
6	利用者負担額表の階層が低い世帯 備考3
7	所得が低い世帯 備考4

備考1 基準を判断するための書類が提出されていない場合は適用しない。

備考2 滞納の保育料等が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない場合又は、滞納の保育料等の納付約束を履行しない場合をいう。

備考3 順位6の基準となる保護者の階層は、4～8月の保育利用調整の場合は前年度課税所得（前々年分所得）、9月以降は現年度課税所得（前年分所得）を基準とする。

備考4 順位7の基準となる保護者の所得は、4～8月の保育利用調整の場合は前年度課税所得（前々年分所得）、9月以降は現年度課税所得（前年分所得）を基準とする。